

大津市保育所等整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所等の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、子どもを安心して育てることができる環境の整備を推進し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所を含む。）をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第34条第1項に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）をいう。
- (3) 保育所型認定こども園 保育所であって、認定こども園法第3条第1項の認定を受けたものをいう。
- (4) 幼稚園型認定こども園 幼稚園であって、認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたものをいう。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による大津市保育所等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 保育所等緊急整備事業
- (2) 賃貸物件による保育所改修等整備事業
- (3) 認定こども園整備事業

(補助対象者等)

第3条 補助事業の内容、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、補助事業の区分に応じ、別表に定めるとおりとする。

(交付申請書)

第4条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市保育所等整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 前項の交付申請書には、事業計画書、収支予算書、工事設計書及び経費明細書を添付しなければならない。

(決定通知書)

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市保育所等整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市保育所等整備事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情の変更による取消通知書等)

第6条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市保育所等整備事業費補助金交付決定取消通知書(様式第4号)又は大津市保育所等整備事業費補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第7条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市保育所等整備事業費補助事業変更承認申請書(様式第6号)又は大津市保育所等整備事業費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)とする。

2 第4条第2項の規定は、前項の承認申請書に添付すべき書類について準用する。この場合において、同項中「前項の交付申請書」とあるのは、「第7条第1項の承認申請書」と読み替えるものとする。

(承認通知書等)

第8条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市保育所等整備事業費補助事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは大津市保育所等整備事業費補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は大津市保育所等整備事業費補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは大津市保育所等整備事業費補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書等)

第9条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市保育所等整備事業費補助事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、事業報告書、収支決算書、工事精算設計書及び経費明細書を添付しなければならない。

(確定通知書)

第10条 規則第15条の規定による通知は、大津市保育所等整備事業費補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第11条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育所等整備事業費補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(事前交付請求に係る交付申請書)

第12条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育所等整備事業費補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第13条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市保育所等整備事業費補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第14条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市保育所等整備事業費補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(帳簿の保管)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支

出を明らかにした帳簿を保管し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 この要綱は、国の保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金及び保育対策総合支援事業費補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行し、改正後の大津市保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月6日から施行し、改正後の大津市保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月5日から施行し、改正後の大津市保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月6日から施行し、改正後の大津市保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行し、改正後の大津市保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月20日から施行し、改正後の大津市保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

1 保育所等緊急整備事業

(1) 事業内容

保育所の施設、幼保連携型認定こども園のうち児童福祉施設としての保育を実施する部分、保育所型認定こども園を構成する保育所の部分又は幼稚園型認定こども園（定員が20人以上であるものに限る。）の保育所機能部分（いずれも分園である場合を含む。）（以下これらを「保育所等」という。）の創設、増築又は増改築（以下「創設等」という。）

(2) 補助対象者

前号の事業を実施しようとする者であって、市長が適当と認めるもの

(3) 補助対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	本体施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認める整備を含む。以下同じ。）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。以下「工事費等」という。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費等の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。以下同じ。）
設計費	実施設計に要する費用
開設準備費	保育所等の開設準備に必要な費用
土地賃借料	新たに土地を賃借して保育所等を創設等する場合に必要な賃借料（敷金を除き、礼金を含む。以下同じ。）
定期借地権設定のための一時金	定期借地権設定契約により土地を確保し、保育所等を創設等する場合に必要な権利金、前払地代等の費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費等
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費等並びに仮設施設整備に必要な賃借料及び工事費等（増改築の場合のみ対象とする。）

注 対象施設が幼稚園型認定こども園の保育所機能部分である場合は、本体工事費、設計費並びに解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費に限る。

(4) 補助金額

施設整備に係る総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、ア及びイに定める区分に応じてそれぞれア及びイに定めるところにより算定した基準額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額の範囲内で市長が必要と認める額。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

ア 保育所等（イに掲げるものを除く。）の創設等を実施する場合

(7) 本体工事等

a 定員規模による基準額

整備後の保育認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第2号に規定する保育認定子どもをいう。以下同じ。）の定員	基準額 （1施設当たり）
	千円
20人以下	134,700
21人から30人まで	141,300
31人から40人まで	164,550
41人から70人まで	187,200
71人から100人まで	243,300
101人から130人まで	292,800
131人から160人まで	339,000
161人から190人まで	385,050
191人から220人まで	427,800
221人から250人まで	474,000
251人以上	526,800

備考 増築及び一部改築（以下「増築等」という。）の場合は、この表の左欄に掲げる増築等後の総定員数の区分に応じ、それぞれ右欄に定める額に、増築等により直接に増加する定員数（以下「増加定員数」という。）を増築等後の総定員数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。この場合において、増加定員数が算定できないときは、増築等後の総定員数に、増築等に係る面積を増築等後の施設の総面積で除して得た数を乗じて得た数（その数に小数点第1位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を増加定員数とみなして算定するものとする。

b 加算等

区分	基準額 （1施設当たり）
特殊附帯工事	20,430千円。ただし、幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行う場合（市長が別に定める場合に限る。）にあつては、20,430千円から認定こども園施設整備事業に係る特殊附帯工事の基準額を控除した額とする。

設計料加算	基準額（開設準備費加算、土地借料加算及び定期借地権設定のための一時金加算を除く。）の５パーセントに相当する額
開設準備費加算	次の各号に掲げる整備後の保育認定子どもの定員の区分に応じ、当該各号に定める基準額に、定員増加分に相当する人数を乗じて得た額 (1) ２０人以下 ６９千円 (2) ２１人から３０人まで ５４千円 (3) ３１人から４０人まで ４３千円 (4) ４１人から７０人まで ３７千円 (5) ７１人から１００人まで ３０千円 (6) １０１人から１３０人まで ２５千円 (7) １３１人から１６０人まで ２４千円 (8) １６１人以上 ２１千円
土地借料加算	２９，８５０千円
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等を創設等する土地に係る国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の２分の１に相当する額
地域の余裕スペース活用促進加算	４，３２０千円

(イ) 解体撤去工事及び仮設施設整備工事

整備前の保育認定子どもの定員	基準額（１施設当たり）	
	解体撤去工事	仮設施設整備工事
	千円	千円
２０人以下	２，６９７	４，８０６
２１人から３０人まで	３，０６０	５，８６７
３１人から４０人まで	４，０８２	７，１１３
４１人から７０人まで	５，１３６	９，８７９
７１人から１００人まで	７，２４２	１４，８２２
１０１人から１３０人まで	８，６９３	１７，７８９
１３１人から１６０人まで	１０，８６８	２２，２３６
１６１人から１９０人まで	１３，０４４	２４，３１２
１９１人から２２０人まで	１５，２１８	２８，３６２
２２１人から２５０人まで	１７，３９１	３２，４１５
２５１人以上	１９，５６８	３６，４６８

イ 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設等を実施する場合

(ア) 本体工事

整備後の保育認定子どもの定員	基準額（１施設当たり）
	千円
２０人以下	９４，０００
２１人から３０人まで	９８，６００
３１人から４０人まで	１１４，８００
４１人から７０人まで	１３１，２００
７１人から１００人まで	１７０，０００
１０１人から１３０人まで	２０５，０００
１３１人から１６０人まで	２３７，０００
１６１人から１９０人まで	２６９，６００
１９１人から２２０人まで	２９９，４００
２２１人から２５０人まで	３３１，４００
２５１人以上	３６８，６００

備考 増築等の場合は、この表の左欄に掲げる増築等後の総定員数の区分に応じ、それぞれ右欄に定める額に、増加定員数を増築等後の総定員数で除して得た数を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。この場合において、増加定員数が算定できないときは、増築等後の総定員数に、増築等に係る面積を増築等後の施設の総面積で除して得た数を乗じて得た数（その数に小数点第１位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を増加定員数とみなして算定するものとする。

(イ) 解体撤去工事及び仮設施設整備工事

整備前の保育認定子どもの定員	基準額（１施設当たり）	
	解体撤去工事	仮設施設整備工事
	千円	千円
２０人以下	１，８８４	３，３６４
２１人から３０人まで	２，１４０	４，１０６
３１人から４０人まで	２，８５６	４，９７８
４１人から７０人まで	３，５９４	６，９１２
７１人から１００人まで	５，０６６	１０，３７６
１０１人から１３０人まで	６，０８０	１２，４５０
１３１人から１６０人まで	７，６０６	１５，５６２
１６１人から１９０人まで	９，１２８	１７，０１２
１９１人から２２０人まで	１０，６５２	１９，８５４
２２１人から２５０人まで	１２，１７２	２２，６８８
２５１人以上	１３，６９８	２５，５２６

2 賃貸物件による保育所改修整備事業

(1) 事業内容

保育所を開所し、又は定員を拡大するための賃貸物件の改修整備

(2) 補助対象者

前号の事業を実施しようとする者であって、市長が適当と認めるもの

(3) 補助対象経費

改修整備に必要な工事請負費、委託料、改修期間中に係る建物賃借料（礼金を含み、敷金を除く。）、備品購入費

(4) 補助金の額

施設整備に係る総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、次の表に定める基準額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額の範囲内で市長が必要と認める額。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

ア 本園の場合

利用（増加）定員	基準額（1施設当たり）
19人以下	18,540千円
20人から59人まで	33,372千円
60人以上	67,981千円

イ 分園の場合

施設の区分	基準額（1施設当たり）
19人以下	11,124千円
20人以上	19,776千円

3 認定こども園整備事業

(1) 事業内容

幼保連携型認定こども園のうち学校としての教育を実施する部分、幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の幼稚園の部分又は保育所型認定こども園の幼稚園機能部分（いずれも分園である場合を含む。）の創設等

(2) 補助対象者

前号の事業を実施しようとする者であって、市長が適当と認めるもの

(3) 補助対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	本体施設の整備に必要な工事費等及び工事事務費
設計費	実施設計に要する費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費等
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費等並びに仮施設整備に必要な賃借料及び工事費等（増改築の場合のみ対象とする。）

備考 対象となる施設が保育所型認定こども園の幼稚園機能部分である場合は、本体工事費並びに解体撤去工事費及び仮施設整備工事費に限る。

(4) 補助金の額

施設整備に係る総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、ア及びイに定める区分に応じてそれぞれア及びイに定めるところにより算定した補助基準額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額の範囲内で市長が必要と認める額。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

ア 認定こども園（イに掲げるものを除く。）の創設等を実施する場合

(7) 本体工事等

a 定員規模による基準額

整備後の教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）の定員	基準額（1施設当たり）
	千円
20人以下	134,600
21人から30人まで	141,200
31人から40人まで	164,000
41人から70人まで	187,400
71人から100人まで	243,400
101人から130人まで	292,800
131人から160人まで	338,800
161人から190人まで	385,000
191人から220人まで	427,800
221人から250人まで	473,800
251人以上	527,000

備考 増築等の場合は、この表の左欄に掲げる増築等後の総定員数の区分に応じ、それぞれ右欄に定める額に、増加定員数を増築等後の総定員数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。この場合において、増加定員数が算定できないときは、増築等後の総定員数に、増築等に係る面積を増築等後の施設の総面積で除して得た数を乗じて得た数（その数に小数点第1位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を増加定員数とみなして算定するものとする。

b 加算等

区分	基準額 (1施設当たり)
特殊附帯工事	20,260千円。ただし、幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行う場合（市長が別に定める場合に限る。）にあつては、

	20,260千円に整備後の幼稚園部分の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。
設計料加算	本体工事及び特殊附帯工事に係る基準額の5パーセントに相当する額

(イ) 解体撤去工事及び仮施設整備工事

整備前の教育認定子どもの定員	基準額（1施設当たり）	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
	千円	千円
20人以下	2,698	4,806
21人から30人まで	3,058	5,870
31人から40人まで	4,080	7,112
41人から70人まで	5,134	9,878
71人から100人まで	7,242	14,820
101人から130人まで	8,694	17,786
131人から160人まで	10,868	22,236
161人から190人まで	13,042	24,310
191人から220人まで	15,216	28,362
221人から250人まで	17,392	32,416
251人以上	19,566	36,468

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の創設等を実施する場合

(7) 本体工事等

整備後の教育認定子どもの定員	基準額（1施設当たり）
	千円
20人以下	94,000
21人から30人まで	98,600
31人から40人まで	114,800
41人から70人まで	131,200
71人から100人まで	170,000
101人から130人まで	205,000
131人から160人まで	237,000
161人から190人まで	269,600
191人から220人まで	299,400
221人から250人まで	331,400
251人以上	368,600

備考 増築等の場合は、この表の左欄に掲げる増築等後の総定員数の区分に応じ、それぞれ右欄に定める額に、増加定員数を増築等後の総定員数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。この場合において、増加定員数が算定できないときは、増築等後の総定員数に、増築等に係る面積を増築等後の施設の総面積で除して得た数を乗じて得た数（その数に小数点第1位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を増加定員数とみなして算定するものとする。

(イ) 解体撤去工事及び仮設施設整備工事

整備前の教育認定子どもの定員	基準額（1施設当たり）	
	解体撤去工事	仮設施設整備工事
	千円	千円
20人以下	1,884	3,364
21人から30人まで	2,140	4,106
31人から40人まで	2,856	4,978
41人から70人まで	3,594	6,912
71人から100人まで	5,066	10,376
101人から130人まで	6,080	12,450
131人から160人まで	7,606	15,562
161人から190人まで	9,128	17,012
191人から220人まで	10,652	19,854
221人から250人まで	12,172	22,688
251人以上	13,698	25,526

様式第 1 号（第 4 条関係）

大津市保育所等整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛 先）

大 津 市 長

申請者 所在地

名 称

代表者名

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市保育所等整備事業費補助金の交付について、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 経 費 所 要 額	円
交 付 申 請 額 （ 内 訳 ）	円
補助事業の着手予定年月日 及 び 完 了 予 定 年 月 日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	

様式第2号（第5条関係）

大津市保育所等整備事業費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市保育所等整備事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	

（注）補助事業の目的及び内容の項について、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合は、適宜その内容を加筆する。

様式第3号（第5条関係）

大津市保育所等整備事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市保育所等整備事業費補助金について、次の
とおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知し
ます。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第6条関係）

大津市保育所等整備事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育所等整備事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第 5 号（第 6 条関係）

大津市保育所等整備事業費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育所等整備事業費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 を し た 理 由	

様式第6号（第7条関係）

大津市保育所等整備事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛 先)
大 津 市 長

申請者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育所等整備事業費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	円
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第7号（第7条関係）

大津市保育所等整備事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛 先）
大 津 市 長

申請者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育所等整備事業費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止 （ 廃 止 ） す る 理 由	
中 止 （ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第 8 号（第 8 条関係）

大津市保育所等整備事業費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育所等整備事業費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し た 変 更 内 容	
承認に係る事業の変更年月日	年 月 日

様式第9号（第8条関係）

大津市保育所等整備事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育所等整備事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第 1 0 号（第 8 条関係）

大津市保育所等整備事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育所等整備事業費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

大津市保育所等整備事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育所等整備事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第 1 2 号（第 9 条関係）

大津市保育所等整備事業費補助事業実績報告書

年 月 日

(宛 先)

大 津 市 長

申請者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育所等整備事業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補 助 対 象 金 額)	円
添 付 書 類	

様式第 13 号（第 10 条関係）

大津市保育所等整備事業費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育所等整備事業費補助事業について、次のとおり大津市保育所等整備事業費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第 15 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 （ 補 助 対 象 金 額 ）	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第 1 4 号（第 1 1 条関係）

大津市保育所等整備事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛 先)
大 津 市 長

補助事業者者 所在地

名 称

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市保育所等整備事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

様式第 1 5 号（第 1 2 条関係）

大津市保育所等整備事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛 先)
大 津 市 長

補助事業者者 所在地

名 称

代表者名

㊞

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市保育所等整備事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 2 項の規定により次のとおり事前一括（分割）して交付を請求します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助金を事前交付請求する理由	
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

様式第 16 号（第 13 条関係）

大津市保育所等整備事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育所等整備事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 19 条第 4 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定（確定）金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第 1 7 号（第 1 4 条関係）

大津市保育所等整備事業費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育所等整備事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日 まで
補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。